㊐総和庁舎　TEL92-3111
㊐古河庁舎　TEL22-5111
㊐三和庁舎　TEL76-1511
㊐健康の駅　各課直通電話番号
㊐古河福祉の森会館　各課直通電話番号
各庁舎の住所は33ページをご覧ください

市役所から

各施設の臨時休館

■とねミドリ館
期日　7月29日(月)
問　とねミドリ館
TEL92-4000

■ヤクルトはなももプラザ
期日　8月3日(土)・4日(日)
問　ヤクルトはなももプラザ
TEL21-1255

とねミドリ館の一部休館

多目的ホールとギャラリーホールのみ利用可能です。図書の利用については制限があります。
期間　8月1日(木)～11月30日(土)
問　とねミドリ館
TEL92-4000

マイナンバーカード交付のため休日開庁します

交付通知書に記載された書類を指定の交付場所に持参してください。申請のサポートも行います。
期日・場所
8月11日(日)：㊐市民総合窓口課
受付時間　8時30分～12時
問　㊐市民総合窓口課

篆刻(てんこく)美術館・古河街角美術館の開館延長

古河花火大会の開催に合わせ、17時から館内を無料開放します。
日時　8月3日(土)17時～20時15分(荒天翌日)
問　篆刻美術館TEL22-5911

古河花火大会翌日の清掃活動

河川敷の清掃を行います。市民の皆さんのご協力をお願いします。
日時　8月4日(日)6時
場所　古河ゴルフリンクス前堤防
問　㊀商工観光課

都市計画道路の変更に係る住民説明会

期日　①7月29日(月)②7月31日(水)
※内容は両日とも同じです。
時間　19時
場所　①野本電設工業コスモスプラザ②サンワックスホールスペースU古河
問　㊂都市計画課

令和7年4月1日付採用　市役所職員募集

試験日　1次：9月22日(日)、2次：10月中旬(予定)
3次：11月中旬(予定)
※建築技師・土木技師職種で1級建築士・1級土木施工管理技士の資格を有する人は1次試験を免除します。
場所　1次試験：野本電設工業コスモスプラザ(予定)
2次・3次試験：市役所古河庁舎(予定)
申込期限　7月31日(水)郵送
採用試験案内の配布場所　㊐職員課
※市ホームページからもダウンロード可。
問　㊐職員課

試験職種	採用予定数	受験資格および年齢要件
一般事務A	20人程度	平成9年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学(短期大学を除く)またはこれと同等と認められる学校を令和7年3月末日までに卒業見込みの人
一般事務B	6人程度	平成6年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学(短期大学を除く)またはこれと同等と認められる学校を卒業した人
一般事務C	3人程度	平成11年4月2日～平成19年4月1日に生まれ、学校教育法による高等学校またはこれと同等と認められる学校を卒業、もしくは令和7年3月末日までに卒業見込みの人

試験職種	採用予定数	受験資格	年齢要件
建築技師	3人程度	学校教育法による大学もしくは短期大学またはこれと同等と認められる学校を卒業、または令和7年3月末日までに卒業見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人
土木技師	3人程度		
保育士	1人程度	保育士(令和7年3月末日までに取得見込みを含む)	
保健師	1人程度	保健師(令和7年3月末日までに取得見込みを含む)	
社会福祉士	1人程度	社会福祉士(令和7年3月末日までに取得見込みを含む)	
作業療法士	1人程度	作業療法士(令和7年3月末日までに取得見込みを含む)	
学芸員(書法史)	1人程度	学芸員の資格を有し、学校教育法による大学(大学院を含み、短期大学を除く)において書法史を専攻し卒業(修了)した人	昭和54年4月2日以降に生まれた人

国保年金課からのご案内

7月は窓口や電話が大変混雑し、待ち時間が長くなる場合がありますので、時間に余裕をもってご来庁ください。各種申請は㊀国保年金課、㊐市民総合窓口課、㊂市民総合窓口室で受け付けています。
問　㊀国保年金課

令和6年度国民健康保険税納税通知書を送付します ～期限内の納付にご協力ください～

納税通知書の発送予定日　7月5日(金)

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が社会保険などに加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主に納税通知書が届きます(擬制世帯主)。

保険税は加入者の所得申告に基づいて算定します。収入がない人も必ず申告してください。

会社の健康保険に加入した場合は、国民健康保険の脱退の手続きが必要です。家族に社会保険等に加入している人がいる場合は、扶養として社会保険等に加入できるかご確認をお願いします。

国保加入者の「国民健康保険限度額適用認定証」～高額な医療費の窓口負担を軽減します～

あらかじめ市に申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額(月額)までとなります。マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を利用する場合、医療機関へ認定証の提示は必要ありません。
申請要件　・国民健康保険税に滞納がないこと
・住民税未申告世帯でないこと
※70歳以上75歳未満の人は所得区分により申請不要の場合があります。

■マイナ保険証を利用する場合
マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関では、患者本人が情報提供に同意することで、認定証を提示せずに自己負担限度額(月額)が適用されます。申請要件に該当しているときは、医療機関で手続きをしてください。
※詳細は、2次元コードをご確認ください。

■市の窓口へ申請する場合
申請手続き
認定証の有効期限は7月31日(水)です。8月以降も認定証を使う場合は、再度申請してください
持参物
・認定証が必要な人の保険証
・窓口に来る人の本人確認書類

国保加入者に8月からの保険証を送付します

7月中旬に新しい被保険者証(70歳以上75歳未満の人には被保険者証兼高齢受給者証)を送付します。

後期高齢者医療制度の保険証および納入通知書を送付します

7月中旬に後期高齢者医療被保険者証(えんじ色)および後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します。対象者は75歳以上の人および65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定を受けている人です。

保険証の有効期限

12月2日から現行の保険証は新規発行されませんが、7月中旬に送付する保険証は有効期限まで利用できます。

国民年金の付加年金制度

国民年金定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、将来受け取る年金に付加年金が加算される制度があります。
付加保険料　月額400円
※付加保険料の納付は、申請月分からになります。
付加年金額(年額)　200円×付加保険料納付月数
対象　国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者
※保険料の免除を受けている人や基金に加入している人等は、付加保険料の納付はできません。
持参物　年金番号が分かるもの、本人確認書類